

NICHIZEI

時代の新たなウェーブをお伝えする税理士のパートナーマガジン

平成20年9月1日号

税理士とその関与者のために
NICHIZEI GROUP

Vol.20

日税グループは、「笑顔」と「感謝」を合言葉に税理士先生を応援します。



蛸島 キリコ祭り 珠洲市 石川県

【表紙の写真作品を募集しています】地域の催事や季節の風景等の写真作品をお寄せ下さい。

中小企業事業承継税制の抜本拡充

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（経営承継円滑化法）が、5月9日に国会で可決、成立しました。平成20年度税制改正ですでに明らかとなっており、これにより中小企業の自社株について大幅な納税猶予が可能になりました。

■自社株の80%について納税猶予

平成20年10月1日以降の相続から、中小企業の後継者が引き継いだ自社株について、その80%に対応する相続税の納税を猶予する制度が創設されました。発行済議決権総数の2/3が限度など、一定の要件があります。

現行の自社株の10%の減額措置と比べて、条件が緩和され、軽減割合も大きくなりました。

あくまでも「納税猶予」ではありますが、これまでの自社株の生前贈与に加えて、事業承継対策の大きな柱になることは間違いありません。

■対象となる中小企業は？

細かい要件の前に、そもそも対象となる会社であるかどうかの確認が先になります。

中小企業基本法上の中小企業の定義

業種	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業		100人以下

政令により範囲を拡大した業種

業種	資本金	従業員数
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下



資本金の基準は、たとえば小売業とサービス業で5000万円以下となりますので、資本金が大きい会社は対象から外れてしまうことがあります。

場合によっては、事前に減資することが必要となります。

また、相続前に、経済産業大臣の認定を受けることも必要となっていますが、当面の相続では、後継者が相続前に役員に就任しているなどすれば、認定を受けたものとみなされる予定です。

一方で、そもそも認定を受けることができない会社も以下のようにあります。

①医療法人、②風俗関連事業会社、③総収入金額がゼロの会社、④常時使用する従業員がゼロの会社、⑤資産保有型会社(総資産に占める特定資産*の合計額の割合が70%以上の会社)、⑥資産運用型会社(総収入に占める特定資産*の運用収入の合計額の割合が75%以上の会社)など。

*特定資産 = 有価証券、不動産、現預金、ゴルフ会員権、貴金属など

■納税猶予がダメになると...

その他の適用要件には、①被相続人は、過去に会社の代表者であったこと、②相続人は、会社の代表者であり、被相続人の親族であること、③相続人と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ同族内で筆頭株主になること、などがあります。

さらに、相続申告期限(相続から10ヵ月以内)から5年間の事業継続が必要になります。

この場合の事業継続とは、①代表者を継続、②正社員(厚生年金、健康保険加入者)の雇用の80%以上を維持、③相続した自社株の継続保有、などとなります。

この制度はあくまでも「納税猶予」ですから、5年間の事業継続ができなくなった場合は、納税猶予額に利子税を加えて、即時全額納付となります。

一方で、自社株を引き継いだ相続人が死亡まで保有し続けられれば、納税猶予額は免除されます。

ところで、事業継続について、5年以内に次のようなことが生じた場合はどうなるのでしょうか？

①業績不振で雇用の80%が維持できなくなった場合、②社員のほうからの退職が相次ぎ、募集しても補充ができなくなった場合、③天災などの事由で廃業せざるを得なくなった場合、などです。

いずれも会社に事業継続の意思があっても、いたしかたなく条件に合わなくなってしまいます。資金繰りが厳いでしょうから、さらに、過去の相続税の即時納付となれば、八方塞がりになってしまいます。

中小企業の実態を十分に考慮して、今後の規定の整備が望まれます。

税理士の立場としては、クライアントの今後の事業継続の意向を十分に考慮したうえで、この制度に対応していく必要があるでしょう。

プロフィール

税理士・CFP
落合会計事務所所長

落合 孝裕 (おちあい たかひろ)



- 1961年東京生まれ
- 1983年横浜市立大学卒業
- 1996年落合会計事務所開業

【出版物】

「改訂版「会社の税金」「社長の税金」まだまだあなたは払い過ぎ!」(フォレスト出版)、「図解 給与明細のカラクリと社会のオキテ」(秀和システム)、「新会社法対応 決算書の読み方が面白い!ほかわかる本」(中経出版)、ほか多数。